

令和 8 年度

事業計画書

社会福祉
法人 十和田市社会福祉協議会

目 次

事業計画	1
基本方針	1
重点項目	1
事業の概要	2
1 環境づくりの推進	2
(1) 総合相談支援事業	2
(2) 広報・啓発事業	2
(3) 生活福祉資金貸付事業	2
(4) たすけあい資金貸付事業	2
(5) 青森しあわせネットワーク事業	2
(6) 日常生活用具貸出・リユース事業	3
(7) 福祉安心電話サービス事業	3
(8) 日常生活自立支援事業	3
(9) 成年後見事業	3
(10) 福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業	3
(11) フードバンク・サポート事業	4
(12) 障がい者生活情報誌作成発行事業	4
2 地域づくりの推進	4
(1) 夏休み寺子屋事業	4
(2) 高齢者健康体力維持支援事業	4
(3) ふれあい・いきいきサロン事業	4
(4) 元気世代ネットワーク構成員の集い事業	4
(5) 一人暮らし高齢者ふれあいの集い事業	5
(6) ゆめ色フェスティバル事業	5
(7) 手話を学ぶ機会の提供事業	5
(8) 十和田市社会福祉大会事業	5
(9) 十和田市生活支援体制整備事業	5
(10) 発達障がい理解の事業	5
(11) 子育て支援 " みんなのクローゼット&親子ふれあい縁日 " 事業	5
3 人づくりの推進	6
(1) 福祉教育推進事業	6
(2) ほんわかハート展事業	6
(3) 中・高生ボランティアスクール事業	6

(4) 福祉教育インストラクター養成派遣事業	6
(5) ボランティア・市民活動事業	6
4 協力・連携・協働の強化	7
(1) 関係行政との連携・協働	7
(2) 地域包括支援センターとの連携・協働	7
(3) 十和田市民生委員児童委員協議会との連携・協働	7
(4) 十和田市町内会連合会との連携・協働	7
(5) 十和田市老人クラブ連合会との連携・協働	7
(6) 十和田地区更生保護女性会との連携・協働	8
(7) 十和田市連合婦人会との連携・協働	8
(8) 十和田市手をつなぐ育成会との連携・協働	8
(9) 十和田市ろうあ協会との連携・協働	8
(10) 十和田市内社会福祉法人との連携・協働	8
5 福祉サービス利用者等の個人情報保護	8
6 歳末たすけあい運動	8
7 組織基盤の強化	9
(1) 事務執行における内部けん制体制	9
(2) 多様な参画による会員組織	9
(3) 役員体制の強化	9
(4) 機能的・効果的な事務局組織	9
(5) 安定的・持続的な財源確保	9
(6) 法令遵守の組織運営と財務規律の強化	9
(7) 地域福祉活動計画の進行管理	9
(8) 経費の削減と事務処理の効率化	10
(9) 事業評価の実施	10

事業計画

〔基本方針〕

物価上昇は治まらず日常生活の負担感が増加している状況が続いています。このような中にあり、暮らしの中で安心感や豊かさを実感するのは、「地域の人と人のつながりによる支え合い」です。社会福祉協議会が基盤とする地域と人づくりの効果を発揮し、住民の期待に応えられるよう各種事業を推進するとともに、緊急時・災害発生時に迅速かつ機能的な支援活動ができる地域づくりの推進を継続します。

また、令和8年度は第2期地域福祉活動計画の最終年となります。地域福祉活動計画に掲げた3つの基本目標「環境づくり」「地域づくり」「人づくり」のもと推進している全28事業の継続とともに、第3期の計画に向ける課題整理、改善・見直し方法、新たな展開の可能性など、さらなる前進に向け取り組みます。

〔重点項目〕

1. 環境づくりの推進 ～誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり～

(1) 「たすけあい資金貸付事業」及び「フードバンク・サポート事業」の弾力化

社会状況にみる貸付事業償還・食品現物提供に柔軟性を高め、安心してサービスを利用できる環境づくりに努めます。また、困窮者の生活改善、危機回避支援として、関係機関への情報提供・共有により、協働の支援体制を図ります。

2. 地域づくりの推進 ～共に支え合う地域づくり～

(1) 「十和田市社会福祉大会事業（記念イベント）」の開催

法人化60周年記念となる「十和田市社会福祉大会」、運動開始80回となる「赤い羽根共同募金」、40回記念となる「ゆめ色フェスティバル」を同日合同開催します。

(2) 「子育て支援みんなのクローゼット事業」の新たな展開

これまでの社会福祉法人との連携に、新たに市民活動団体を加える展開を図り、支え合う地域づくりの一層の啓発をします。

3. 人づくりの推進 ～地域で福祉を支える人づくり～

(1) 「ボランティア・市民活動事業」における活動機会の提供

社会貢献したい人材の活用と支え合い・助け合いの気持ちの醸成の機会づくりとして、本会の各種事業におけるボランティア活動への参加を増やします。また、緊急時・災害発生時に周囲住民に気配りする救援ボランティア人材を育成します。

4. 組織基盤の強化

(1) 「十和田市地域福祉活動計画（第3期）」の策定

十和田市が策定した第3期の十和田市地域福祉計画に整合するよう、十和田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会を組織し、本会の令和9年度から13年度までの地域福祉活動計画（アクションプラン）の策定・充実を図ります。

事業の概要

1 環境づくりの推進

誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを目指します。
総合的な福祉サービスの提供体制を整備し、人にやさしい環境づくりを推進するため次の事業を実施します。

(1) 総合相談支援事業

地域住民の日常生活上のあらゆる相談（来所・電話・メール）に応じ、各種事業による支援、助言や適切な相談機関へ橋渡しを行い、困りごとの改善・解決により福祉増進を図ります。

(2) 広報・啓発事業

住民、関係機関、団体・施設等に対し、地域福祉推進の意識を啓発するため社会福祉に関する情報提供、本会事業の紹介・説明を行います。

- ① 広報紙「社協だより」の発行（年3回 7月・10月・3月）
- ② ホームページ・SNSによる情報提供
- ③ 地域福祉の重要性のPR活動
- ④ 開催行事に係るボランティア活動者の募集

(3) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者・高齢者及び離職者を対象に資金の貸付により、世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促し、生活の安定を図ります。民生委員・児童委員及び関係行政機関等との連携により取り組みます。

- ① 貸付調査委員会の開催と制度の適正・公正な運用
- ② 償還金口座振替の促進と償還促進運動による長期滞納世帯への対応
- ③ 民生委員児童委員協議会との協力体制の確認
- ④ 生活困窮者自立相談支援窓口との連携強化
- ⑤ 緊急小口資金・総合支援資金への対応強化

(4) たすけあい資金貸付事業

不時の出費等によって、一時的に生活費が不足した低所得世帯を対象に、最低生活維持のための応急援護資金を貸付し、当面の法外援護を図ります。

- ① 事業運営委員会
- ② 償還促進運動と長期滞納世帯への対応

(5) 青森しあわせネットワーク事業

困窮状態にある世帯等に必要な経済的援助や食料品等の提供・就労・社会参加等を提供することにより、生活課題の具体的解決を図ります。

◇連携 青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室

- ①総合相談（トータルサポート）制度や関係機関につなぐ等の総合的な相談
- ②経済的援助（ライフサポート）5万円を限度とした現物給付
- ③食糧等の提供（フードサポート）緊急性のある困窮者に現物提供
- ④就労体験・社会参加活動の提供（ワークサポート）社会参加・生きがい支援づくりの機会・就労の場を提供

(6) 日常生活用具貸出・リユース事業

- ①在宅介護支援となる車いす・介護用ベッド及び自立生活支援となるシルバーカーを貸し出しします。
- ②家庭で不要となった日常生活用具（子育て用具・介護用具等）の寄付物品をホームページへ画像紹介し、閲覧による使用希望者へ再活用（リユース）してもらいます。

(7) 福祉安心電話サービス事業

在宅生活をする高齢者世帯等を対象に、電話回線を使用する福祉安心電話機器を設置し、緊急時における安心・安全の確保とふれあい電話による孤独感の解消を図ります。

- ①利用者と協力員・民生委員等へサポートネットワークの定期確認
- ②利用者宅の定期訪問
- ③安否確認と困りごと確認のための「ふれあい電話サービス」

(8) 日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がい等により、判断能力が不十分な方に対する福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理・書類等の預かり支援を行います。また、事業推進の主軸となる生活支援員、民生委員・児童委員、関係機関、団体・施設等との連携強化を図ります。

(9) 成年後見事業

地域住民の能力低下後の生活において、成年後見制度を活用することで本人の利益を保護し安心した生活が継続できるよう、法人として後見人受任をします。

- ①後見人受任
- ②後見支援員の養成・活用
- ③成年後見制度についての普及・啓発活動、制度活用のサポート

(10) 福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業

本会が提供する各種福祉サービス利用者からの苦情を適切に受付し、改善・解決を図るため、第三者委員会を設置します。県の運営適正化委員会と連携し、利用者と本会の最善の解決を図ります。

(11) フードバンク・サポート事業

困窮状態にある要援護者を対象に、一時的な救済支援策として最低限の食事を現物給付し、危機回避を図ります。

(12) 障がい者生活情報誌作成発行事業

障がい者の生活支援となるよう、市内の福祉サービスや生活支援情報を提供する情報誌「カラフル」を発行します。また、ホームページでの閲覧も可能とします。

2 地域づくりの推進

共に支え合う地域づくりを目指します。

市民一人ひとりが福祉を理解し、みんなで支え合い、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進するため次の事業を実施します。

(1) 夏休み寺子屋事業 『児童の見守りある居場所づくり』

児童の夏休み期間に、地域のボランティアの見守りによる『遊び・学び・伝え』を提供し、児童の健全育成と子育て支援を行います。

◇実施 2小学校区

◇連携 十和田地区更生保護女性会・東小学校区寺子屋実行委員会

(2) 高齢者健康体力維持支援事業

高齢者の健康寿命を延伸するよう、心身の健康・体力の維持増進のため、ふれあいのあるスポーツ交流会を行います。

◇連携 十和田市老人クラブ連合会

(3) ふれあい・いきいきサロン事業

一人暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがち・話し相手がいない・寂しいという不安や悩みのある方々を対象に、地域の集会所等の身近な場所を活用し、『仲間づくり・出会いづくりの場』サロンを行います。

◇実施 40地区（新規3地区含む）

(4) 元気世代ネットワーク構成員の集い事業

地域で活躍する介護予防世代層のネットワークを拡張するよう、情報交換とふれあい交流を目的に、地域で住民活動へ参加する方々の研修会を行います。

◇開催 3月

(5) 一人暮らし高齢者ふれあいの集い事業

70歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、講話や健康指導、会食、レクリエーションを通して、途絶えがちな情報提供やふれあいによる孤独感の解消を図ります。

◇連携 十和田市民生委員児童委員協議会

(6) ゆめ色フェスティバル事業（第40回記念）

障がいの有無や年齢・性別を問わず、一堂に集うふれあい交流会により、障がい者理解と社会参加を促進します。

◇連携 十和田市手をつなぐ育成会

◇開催 10月16日（金） ◇場所 十和田市民文化センター

(7) 手話を学ぶ機会の提供事業

手話を学ぶ機会を提供し、聴覚障がいに対する理解を深めるとともに障がい者福祉の充実を図ります。

◇連携 十和田市ろうあ協会

◇開催 6月以降 計8回程度

(8) 十和田市社会福祉大会事業（法人化60周年記念）

社会福祉関係者・一般市民の参加により、社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰・感謝する式典とともに、社会福祉の今日的課題についての講演等を通して、社会福祉実情を見つめ連携協働を高める機会とします。

◇開催 10月16日（金） ◇場所 十和田市民文化センター

(9) 十和田市生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域における多種多様な生活課題や福祉課題の改善解決を住民が主体となる体制づくりを推進し、必要な支援ネットワークを構築します。また、地域生活において住民が支え合う必要性の普及啓発のための研修会等を行います。

(10) 発達障がい理解の事業

発達障がいに対する理解を深め、地域により多くの理解と見守りの体制を整備することを目的に、発達障がいの疑似体験や講話を行います。

◇開催 7月

(11) 子育て支援「みんなのクローゼット&親子ふれあい縁日」事業

①不要となった児童の衣類や学用品などを、市内社会福祉法人及び市民活動団体を起点に収集し、必要としている方へ再活用（リユース）してもらいます。

◇開催 6月・9月

②地域のつながりや見守りの中で、安心・安全を実感する子育て支援となるよう、親子参加のふれあい縁日を行います。

◇開催 9月（みんなのクローゼットとの同時開催）

3 人づくりの推進

地域で福祉を支える人づくりを目指します。

地域の福祉活動をより一層推進するため、豊かな知識と経験を持った人材や福祉・ボランティアに関心のある人材を活用し、地域福祉を担う人材の確保に努めるため次の事業を実施します。

(1) 福祉教育推進事業

地域や企業・学校等から、社会福祉やボランティア活動に関する理解を深めたいという希望に対し、「社会福祉協議会」「赤い羽根共同募金」「ボランティア」の講話や「高齢者・車イス者・視覚障がい者」の疑似体験を行います。

(2) ほんわかハート展事業

小・中・高校生に、福祉への理解と関心を高めてもらえるよう、「作文」「絵画」「ポエム」「写真」「書道」「標語」の福祉に関する作品募集を行います。

(3) 中・高生ボランティアスクール事業

中・高生へボランティア活動や福祉体験学習を通して、人の役に立つ喜び、支え合い・助け合い、共に生きることの大切さを実感すること、地域の社会資源に関心を高めることを目的に、生徒主体のボランティアスクールを行います。

◇開催 8月

(4) 福祉教育インストラクター養成派遣事業

社会福祉やボランティアに関心のある方々を対象に、福祉教育インストラクターを養成し、福祉教育推進の事業に派遣します。

(5) ボランティア・市民活動事業

ボランティア・市民活動団体の支援や福祉教育を推進するとともに、ボランティアセンター（災害時ボランティアセンター含む）の運営充実のため、次の事業を行います。

①器具・機材の貸出

②ボランティア活動保険料の一部助成

③ボランティア活動に関する登録斡旋と連絡調整

④ボランティア活動に関する調査研究

- ⑤収集ボランティアの啓発
- ⑥各種助成事業の情報提供
- ⑦ボランティア団体の育成を図るため活動経費の一部助成
- ⑧災害ボランティアセンターの運営
 - ・災害救援ボランティアネットワークの構築
 - ・災害救援ボランティア活動研修会
 - ・ボランティアコーディネーターの養成
 - ・市及び県総合防災訓練等との協働
- ⑨ボランティア車両の貸し出し
- ⑩社会貢献したい人材の活動実践の場の提供

4 協力・連携・協働の強化

(1) 関係行政との連携・協働

高齢者や障がい者等の虐待・社会的孤立・ひきこもりやニート・ひとり親・子どもの貧困問題等の福祉課題や生活課題、成年後見制度利用支援等、市の実施する各種事業と協働するよう取り組みます。また、市地域福祉計画及び本会が推進する地域福祉活動計画が円滑かつ効果的に機能するよう協働します。

(2) 地域包括支援センターとの連携・協働

高齢者の介護予防やサービス提供、日常生活の安定のための連携を図り、協働支援により高齢者福祉を増進します。

(3) 十和田市民生委員児童委員協議会との連携・協働

地域住民の身近な相談役・支援者である民生委員・児童委員との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。

※要援護者支援事業・各種資金貸付事業・一人暮らし高齢者ふれあいの集い事業

(4) 十和田市町内会連合会との連携・協働

住民生活の拠点である地域の町内会との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。

※生活支援体制整備事業

(5) 十和田市老人クラブ連合会との連携・協働

高齢者の日常生活の安定充実のため、老人クラブ連合会との連携を図り、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。

※高齢者健康体力維持支援事業

(6) 十和田地区更生保護女性会との連携・協働

住み良いまちづくりのため、更生保護女性会との連携を図り、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するように協働の事業に取り組みます。

※夏休み寺子屋事業

(7) 十和田市連合婦人会との連携・協働

住み良いまちづくりのため、連合婦人会との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。

※ゆめ色フェスティバル事業

(8) 十和田市手をつなぐ育成会との連携・協働

知的障がい者とその家族の日常生活の安定充実のため、手をつなぐ育成会との連携を図り、障がいのある方と家族が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。

※ゆめ色フェスティバル事業・発達障がい理解の事業

(9) 十和田市ろうあ協会との連携・協働

聴覚障がい者の日常生活の安定充実のため、ろうあ協会との連携を図り、障がいのある方と家族が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。

※手話を学ぶ機会の提供事業

(10) 十和田市内社会福祉法人との連携・協働

地域福祉の充実安定のため、福祉課題の改善となるよう社会福祉法人間の連携を図り、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。

※子育て支援みんなのクローゼット事業

5 福祉サービス利用者等の個人情報の保護

本会において把握する福祉サービス利用者等の権利利益を守るため、個人情報の有用性に配慮し、厳格な管理体制のもと個人情報を保護します。

6 歳末たすけあい運動

赤い羽根共同募金運動の一環として、歳末期に寄せられる募金を活用し、支援を必要とする人たち（高齢者・障がい者・子ども・福祉サービスを必要とする方等）が、地域で孤立することなく安心して暮らせる福祉のまちづくり活動に役立っています。

7 組織基盤の強化

社会福祉法人の責務に則り、社会福祉協議会の果たすべき役割に基づく、機能的・効果的な事務執行体制の整備と業務改善を図ります。また、財務規律の厳格化、自主財源確保を行い組織基盤の強化へ取り組みます。

(1) 事務執行における内部けん制体制

①各種事業における現金取扱の内部けん制マニュアルに基づく、厳格な取扱い処理を遂行します。また、均一公平なサービス提供となるよう内部のけん制機能を高めます。

②内部監査の実施（年3回 5月・10月・2月）

(2) 多様な参画による会員組織

正会員及び特別会員拡大のために可能な機会を通して、地域福祉推進の重要性の周知に努めます。

(3) 役員体制の強化

理事・監事及び評議員が、事業計画・事業進捗状況、実績報告の理解を深められる明瞭な説明・周知に努めます。また、必要な事業課題の検討会議へ参画を依頼します。

(4) 機能的・効果的な事務局組織

①組織力の更なる向上を図るため、人材育成基本方針に基づき、職員研修を体系的かつ計画的に行います。

②各種事業マニュアルに基づき、業務の重層的な処理に努めます。

(5) 安定的・持続的な財源確保

補助金等、公的財源に頼らない事業を積極的に行うとともに、チャリティーイベントの奨励等を行います。

(6) 法令遵守の組織運営と財務規律の強化

公益性ある社会福祉法人として、法令に合致するよう努めるとともに、適正かつ公正な支出管理と関係書類の開示を行います。

(7) 地域福祉活動計画の進行管理（第3期計画策定）

令和4年度から令和8年度までを期間とする第2期地域福祉活動計画の評価を行うとともに、第3期十和田市地域福祉計画との整合のもと、社会福祉情勢、住民ニーズ、関係機関等の期待に合致する第3期計画を策定します。

(8) 経費の削減と事務処理の効率化

コスト意識を高め、経費削減と効率・効果の向上に努めます。

(9) 事業評価の実施

各種事業・業務の定期評価により、効果・成果、効率を確認し、事業の必要な改善を図ります。